

## 第 2 回委員会の審議事項等に係る検討結果

### I 鹿児島県公文書管理規程（案）について

1 第 2 回委員会における審議		
	意 見	検 討 結 果
(1)	<p><b>【規定関係】</b>            公文書管理規程（案）は、現行の文書規程に必要な内容を追加して作成しているが、公文書管理条例で規定している用語と現行の文書規程で規定している用語を可能な限り紐付けし、内容を明確にする必要がある。</p>	<p>御意見を踏まえ、公文書管理規程（案）と公文書管理条例の対応状況を整理し、公文書管理条例の用語と紐付けた形で公文書管理規程（案）を修正することとしたい。</p> <p style="text-align: center;">（資料 2 - 1 P. 1～3）            （資料 2 - 2）</p>
(2)	<p><b>【その他】</b>            今後、文書の電子化が進むことを想定すると、紙文書と異なり保存場所に制約のない電子文書は、できる限り残す方向が望ましいと考える。</p>	<p>公文書の保存期間は、紙文書及び電子文書に関わらず、文書の内容や組織的な利用等を考慮して必要な期間を設定すべきであり、保存場所の制約という観点から、保存期間を設定するものではないと考える。</p>
2 第 3 回委員会に向けた調整		
	意 見	検 討 結 果
(1)	<p><b>【別記様式関係】</b>            電磁的記録管理表（別記第16号様式）は、分類基準表（第15号様式）と同様、第40条に規定する公文書ファイル等の分類及び名称付与に係るものと理解している。そのような理解を前提とすると、第16号様式の記載項目は、基本的に第15号様式と同様のものとなると想定されることから、「保存期間満了時の措置」欄を設定する必要があるのではないかと考える。</p>	<p>電磁的記録管理表は、分類基準表と同様に分類及び名称付与に係るものであることから、御指摘のとおり様式に項目を記載することとしたい。</p> <p style="text-align: center;">（資料 2 - 1 P. 4）            （資料 2 - 2 P. 43）</p>

## II 保存期間及び保存期間満了時の措置の設定基準（案）について

1 第2回委員会における審議		
	意 見	検 討 結 果
(1)	<p>【1 業務単位での公文書の保存期間及び保存期間満了時の措置】</p> <p>「(11) 広報に関する公文書」の業務の区分のうち、「① 知事の記者会見に関する事項」は10年保存と1年保存の設定となっているが、「② 広報に関する事項」は10年保存と3年保存の設定となっている。保存期間の設定にあたって、知事の記者会見に関する文書の保存期間（1年）が広報に関する文書の保存期間（3年）よりも短く設定されていることは均衡を欠くと思われるので見直す必要がある。</p>	<p>「(11) 広報に関する公文書」の「イ 知事の記者会見の開催に関する公文書」と「イ 広報に関する公文書」については、それぞれ異なる業務の区分（①知事の記者会見、②広報）となっており、対象となる文書が異なるため、保存期間の設定に関して均衡を欠かないものと整理していたが、取扱いを整理する中で、保存期間の均衡を欠いているとの御意見があったことから、業務区分の別及び公文書の類型が分かりやすいものとなるよう、また、「(11) 広報に関する公文書」の業務区分において保存期間の均衡が保たれるよう、①イの「公文書の類型」及び「保存期間」の規定を修正することとしたい。</p> <p>(資料3-1 P.1) (資料3-2 P.6)</p> <p>※ II-2-(2)と同様</p>
(2)	<p>【3 昭和27年度までに作成・取得された文書】</p> <p>保存期間及び保存期間満了時の措置の設定基準(案)において、昭和27年度までに作成・取得された文書は原則として移管することを規定しているが、対象とする文書について誤解を招かないよう、公文書として取り扱う始期を整理した方がよいと考える。</p>	<p>公文書管理条例が対象としている公文書は、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書等であって、実施機関の職員が組織的に用いるものとして、実施機関が保有しているものであり、組織的な観点から、「鹿児島県」が設置された明治4年（廃藩置県の布告）を条例に基づく公文書の始期として取り扱うこととする。</p> <p>(資料3-2 P.12)</p>

	意見	検討結果
(3)	<p>【その他】</p> <p>保存期間及び保存期間満了時の措置の設定基準(案)では、公文書の類型を示しているが、文書の実例も示した方がよいのではないか。</p>	<p>具体例の記載については、各所属の所掌する事務が多岐にわたり、多種多様な文書が想定されるため、公文書の類型ごとに各所属の事務を網羅した具体例を示すことが困難であることや、例示が抽象的な表現とならざるを得ないこと、設定基準(案)は公文書管理規程に規定するものであり、事務や事業内容に応じた頻繁な改正を予定するものでないことなどから、総合的に判断して記載しないこととしたい。</p> <p>なお、職員が公文書に保存期間を設定する際には、文書管理者(各所属長)が作成する分類基準表に従うこととしているが、分類基準表の作成に当たっては、庶務等の各所属に共通する文書について、個別に対象文書の実例を記載した共通文書標準例等を作成して提供することとしている。</p> <p>また、条例施行に当たって保存期間や保存期間満了時の措置に関する考え方や想定文書等を示した通知等の発出を予定している。</p>

2 第3回委員会に向けた調整

	意 見	検 討 結 果
(1)	<p>【前文】 「I から V に該当する文書」というのは、「I から V」のいずれかに該当するということであり、いずれか一つに該当すれば、「歴史公文書」として、知事に移管するものとする解釈でよいか。</p>	<p>御意見のとおり、I から V までのいずれか一つに該当するものは「歴史公文書」として移管することとしている。 分かりやすい表現とするため、本規定を修正することとしたい。</p> <p>(資料 3 - 1 P.1) (資料 3 - 2 P.1)</p>
(2)	<p>【1 業務単位での公文書の保存期間及び保存期間満了時の措置】 (11) 広報に関する公文書関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「I 知事の記者会見に関する公文書」と「I 広報に関する公文書」は一見すると判断に迷う内容と思われる。</li> <li>○ 設定基準の文言を見る限り、想定文書を示したとしても、当該想定文書のみが対象となっているとは理解し難い。</li> <li>○ 「知事の記者会見に関する公文書」の表現では当該文書の開示を求められ、規定が参照されたとき、保存期間の均衡について指摘を受けられるので文言を工夫すべきである。</li> <li>○ 「知事の記者会見に関する公文書」で、かつ、「広報に関する公文書」があっても、「知事の記者会見に関する公文書」として 1 年保存となるのであれば、「広報に関する公文書」の保存期間と均衡を欠くものと考えらる。</li> </ul>	<p>「(11) 広報に関する公文書」の「I 知事の記者会見の開催に関する公文書」と「I 広報に関する公文書」については、それぞれ異なる業務の区分(①知事の記者会見、②広報)となっており、対象となる文書が異なるため、保存期間の設定に関して均衡を欠かないものと整理していたが、取扱いを整理する中で、保存期間の均衡を欠いているとの御意見があったことから、業務区分の別及び公文書の類型が分かりやすいものとなるよう、また、「(11) 広報に関する公文書」の業務区分において保存期間の均衡が保たれるよう、①I の「公文書の類型」及び「保存期間」の規定を修正することとしたい。</p> <p>(資料 3 - 1 P.1) (資料 3 - 2 P.6)</p> <p>※ II - 1 - (1) と同様</p>



	意見	検討結果
(3)	<p>【1 業務単位での公文書の保存期間及び保存期間満了時の措置】</p> <p>「重要なもの」という判断で保存期間が10年か30年に分かれるものがあり、何が重要で、何が重要でないか、線引きは難しいのではないか。</p> <p>すべてを残すというのは無理のある論議と思うので、全部「移管」とは言わないが、県庁内でのガイドライン等が示されていれば、納得できるのではないか。</p>	<p>現用の公文書の保存期間設定時における重要度については、事業や業務を所管する各文書管理者（各所属長）がその内容を踏まえ、個別に判断する必要があるものと考ええる。</p> <p>また、歴史公文書として保存期間満了時の措置の設定における重要度の判断にあたっては、保存期間と同様に個別に判断するとともに、条例の目的を踏まえ、保存期間満了時に歴史資料として移管すべきものであるのかなどを総合的に勘案する必要がある、公文書の類型を踏まえ設定することとしている。</p> <p>条例施行に当たっては、保存期間や保存期間満了時の措置に関する考え方や想定文書等を示した通知等の発出を予定している。</p>
(4)	<p>【2 政策単位での保存期間満了時の措置】</p> <p>「1の表に掲げる公文書のほか」とあるが、1に記載の公文書の保存期間満了時の措置は、あくまでも表に記載のとおりを設定し、記載のない公文書で「総括文書管理者が別に定めるもの」のみを「移管」とするということか。そうであるとすれば、国と比較して、現在の基準案は「移管」となる文書の範囲が概念上狭くなるのではないか。</p> <p>国の「行政文書の管理に関するガイドライン」（令和4年2月7日内閣総理大臣決定）の別表第2では、「(1)①の表で「廃棄」とされているものも含め、原則として移管するものとする。」とされている。</p>	<p>1の表に掲げる公文書も総括文書管理者が別に定めるものに該当する場合は、「歴史公文書」として移管することとしているが、分かりやすい表現とするため、御意見を踏まえ、修正することとしたい。</p> <p>(資料3-1 P.2) (資料3-2 P.11)</p>